

農山漁村 6 次産業化対策事業に係る公募要領

制定	平成22年3月5日	21総合第1907号
改正	平成22年3月31日	21総合第2119号
	平成22年11月17日	22環第187号
		22国際第730号
		22総合第1178号
		22生産第5427号
		22経営第4361号
	平成23年3月9日	22環第284号
		22国際第1085号
		22総合第1649号
		22生産第10118号
		22経営第6466号
	平成23年4月28日	23環第35号
		23国際第113号
		23総合第195号
		23生産第776号
		23経営第239号
	平成23年7月20日	23環第126号
		23国際第434号
		23総合第826号
		23生産第2999号
		23経営第1289号
	平成23年8月31日	23環第148号
		23国際第613号
		23総合第1115号
		23生産第4161号
		23経営第1663号

(大臣官房環境バイオマス政策課長、
大臣官房国際部長、総合食料局長、
生産局長、経営局長通知)

第1 総則

以下の事業に係る公募の実施については、この要領に定めるものとします。

I 農山漁村 6 次産業化対策事業

1 農林漁業者の加工・販売への取組促進（基幹対策）

(1) 6 次産業総合推進事業

- ① 6 次産業推進地域支援事業
- ② 6 次産業推進中央支援事業
- ③ 6 次産業化促進技術対策事業

(2) 知的財産戦略・ブランド化総合事業

- ① 農林水産物・食品地域ブランド化共通基盤構築事業
- ② 食文化活用・創造事業
- ③ 農林水産知的財産戦略総合推進事業

- ④ 地域ブランド化・新需要創造支援事業
 - 2 農山漁村に由来する資源の活用促進（基幹対策）
 - (1) 緑と水の環境技術革命プロジェクト事業
 - ① 緑と水の環境技術革命プロジェクト事業
 - 3 国内市場活性化（市場拡大対策）
 - (1) 卸売市場機能強化対策事業
 - ① 中央卸売市場戦略的経営展望策定支援事業
 - ② 卸売市場の機能高度化に係る調査事業
 - ③ 一貫したコールドチェーン体制の整備事業
 - (2) 食品産業品質管理・信頼性向上支援事業
 - ① 食品産業品質管理・信頼性向上支援事業
 - (3) 食品産業環境対策支援事業
 - ① 食品産業環境対策支援事業
 - (4) 大豆安定供給確保支援事業
 - ① 大豆安定供給確保支援事業
 - 4 海外市場開拓（市場拡大対策）
 - (1) 輸出倍増サポート事業
 - ① 輸出に取り組む事業者向け対策
 - ② 農林水産物等輸出課題解決対策
 - ③ 品種保護に向けたDNA品種識別技術確立対策
 - ④ 販売拠点構築対策
 - ⑤ マッチング対策
 - ⑥ 海外外食事業者向け日本産食材輸出促進対策
 - (2) 東アジア食品産業海外展開支援事業
 - ① 東アジア食品産業海外展開支援事業
 - (3) 輸出農産物等放射能検査対応事業
 - ① 輸出農産物等放射能検査対応事業
- II 農山漁村6次産業化対策整備事業
- 1 農林漁業者の加工・販売への取組促進（基幹対策）
 - (1) 6次産業化推進整備事業
 - ① 農業主導タイプ
 - ② 地産地消タイプ
 - ③ 農商工等連携タイプ
 - 2 農山漁村に由来する資源の活用促進（基幹対策）
 - (1) 緑と水の環境技術革命プロジェクト事業
 - ① 新技術の確立・実証（実証施設の整備）

第2 趣旨

各事業ごとにそれぞれ別表1の第2欄に掲げるとおりとします。

第3 事業内容

各事業ごとにそれぞれ別表1の第3欄に掲げるとおりとします。

第4 応募団体の要件

本事業に応募ができる団体は、各事業ごとにそれぞれ別表1の第4欄に掲げる団体であって、以下の要件を全て満たすものとします。

ただし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

(平成18年法律第50号) 第42条第2項に規定する特例民法法人(以下「特例民法法人」といいます。)で、年間収入額に占める国からの補助金・委託費の割合が3分の2を上回ることが見込まれる法人に対しては、「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」(平成14年3月29日閣議決定)により、原則として補助金の交付決定を行うことができませんので、御注意ください。

- 1 本事業を行う意思及び具体的計画並びに本事業を的確に実施できる能力を有する団体であること。
- 2 本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する団体であって、定款、役員名簿、団体の事業計画書・報告書、収支決算書等(これらの定めのない団体にあっては、これに準ずるもの)を備えているものであること。
- 3 本事業により得られた成果(以下「事業成果」といいます。)について、その利用を制限せず、公益の利用に供することを認めること。
- 4 日本国内に所在し、補助事業全体及び交付された補助金の適正な執行に関し、責任を持つことができる団体であること。

第5 補助対象経費の範囲

各事業ごとにそれぞれ別表1の第5欄に掲げるとおりとします。

応募に当たっては、本事業期間中における所要額を算出させていただきますが、実際に交付される補助金の額は、申請書類に記載された事業実施計画等の審査の結果等に基づき決定されることとなりますので、必ずしも所要額とは一致するとは限りません。

また、所要額に補助事業に要する人件費(補助事業に直接従事する者の直接作業時間に対する給料その他手当)を計上する場合は、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」(平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知)に基づき、算定してください。

なお、所要額については、千円単位で計上することとします。

第6 申請できない経費

次の経費は、事業の実施に必要なものであっても、所要額に含めることができません。

- 1 建物等施設の建設(別表1の事業IIの1の(1)の①~③(農業主導タイプ、地産地消タイプ、農商工等連携タイプ)及び2の(1)の①(緑と水の環境技術革命プロジェクト事業)の項の第5欄に掲げる経費を除く。)及び不動産取得に関する経費
- 2 本事業の業務(資料の整理・収集、調査の補助等)を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費以外の経費(雇用関係が生じるような月極の給与、賞与、退職金その他各種手当)
- 3 事業の期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費

- 4 補助金の交付決定前に支出される経費（別表1の第8欄に掲げる各事業ごとの実施要領（以下「実施要領」という。）に定める場合を除く。）
- 5 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいいます。）
- 6 その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費
- 7 補助の対象としない経費として実施要領で定めるもの

第7 補助金額

補助金額については各事業ごとにそれぞれ別表1の第6欄に掲げるとおりとし、この範囲で事業実施に必要となる経費を助成します。

なお、補助金額については、補助対象経費等の精査により減額することがあるほか、補助事業で収益を得る場合には、当該収益分に相当する金額の返還が必要となる場合があります（第14の5を参照）。

第8 補助率

各事業ごとにそれぞれ別表1の第7欄に掲げるとおりとします。

第9 補助事業実施期間

平成23年度の各事業の交付決定の日から平成24年3月31までとします。

第10 申請書類の作成及び提出

1 申請書類の作成

提出すべき申請書類は、各事業ごとにそれぞれ別表2に掲げるとおりとします。

2 申請書類の提出期限等

申請書類の提出期限、提出先、提出部数等については、各事業ごとに行う公示に別途記載します。

3 申請書類の提出に当たっての注意事項

- (1) 申請書類は、様式に沿って作成してください。
- (2) 申請書類に虚偽の記載、不備等がある場合は、審査対象となりませんので、本要領等を熟読の上、注意して作成願います。
- (3) 申請書類の作成及び提出にかかる費用は、応募者の負担とします。
- (4) 申請書類の提出は、原則として郵送又は宅配便（バイク便を含む。）とし、やむを得ない場合には、持参も可としますが、FAX又は電子メールによる提出は、受け付けません。
- (5) 申請書類を郵送する場合は、簡易書留、特定記録等、配達されたことが証明できる方法によってください。また、提出期限前に余裕をもって投函するなど、必ず提出期限までに到着するようにしてください。
- (6) 提出後の申請書類については、原則として、資料の追加や差替えは不可とし、採用、不採用にかかわらず返却はいたしませんので、御了承ください。
- (7) 申請書類は、各事業ごとに一つの封筒を利用し、書類一式を入れて提出し

てください。

- (8) 提出された申請書類については、秘密保持には十分配慮するものとし、審査以外には無断で使用いたしません。

第11 補助金交付候補者の選定

1 審査方法

提出された申請書類については、各事業ごとにそれぞれ別表3に掲げるとおり、事業担当課等において書類確認、事前審査、課題提案会等を行った後、食料産業局長又は経営局長が別に定めるところにより設置する選定審査委員会（以下「委員会」といいます。）において、審査の基準等に基づき審査を行い、事業実施主体となり得る候補（以下「補助金交付候補者」といいます。）を選定するものとします。

2 審査結果の通知

審査結果については、委員会における最終審査が終了次第、速やかに全ての応募者に対して通知する予定です。

審査結果の通知については、補助金交付候補者には補助金交付の候補者となった旨をお知らせするものであり、補助金の交付は、別途、必要な手続を経て、正式に決定されることになります。

補助金交付候補者については、農林水産省のホームページ等で公表します。

委員会の議事及び審査内容については、非公開とします。また、審査委員は、審査において知ることのできた秘密について、委員の職にある期間だけでなく、その職を退いた後についても第三者に漏洩しないという、秘密保持の遵守が義務付けられています。

なお、補助金交付候補者の決定に係わる審査の経過、審査結果等に関するお問合せにはお答えできませんので、あらかじめ御了承ください。

第12 交付決定に必要な手続等

補助金交付候補者は、国の指示に従い速やかに、農山漁村6次産業化対策実施要綱（平成22年4月1日付け21総合第2074号農林水産事務次官依命通知）並びに農山漁村6次産業化対策事業補助金交付要綱（平成22年4月1日付け21総合第2075号農林水産事務次官依命通知）及び実施要領（以下「要綱等」といいます。）に基づき、補助金の交付を受けるために提出することとなっている交付申請書及び事業実施計画書（以下「申請書等」といいます。）を事業担当課まで提出していただきます。申請書等を事業担当課等において審査した後、問題がなければ交付決定通知を発出します。

なお、申請書等の内容については、審査結果に基づいて修正していただくことがあります。

第13 重複申請等の制限

同一の提案内容で他の事業（農林水産省又は他省庁等の補助事業等）への申請を行っている場合、申請段階（補助金交付候補者として選定されていない段階）で、本事業に応募することは差し支えありませんが、他の事業への申請内容、他の事業の選定の結果によっては、この事業の審査の対象から除外され、又は補助

金交付候補者の選定の決定若しくは補助金の交付決定が取り消される場合があります。

第14 事業実施主体の責務等

事業実施主体は、事業の実施及び交付される補助金の執行に当たって、以下の条件を守っていただきます。

1 事業の推進

事業実施主体は、要綱等を遵守し、事業全体の進行管理、事業成果の公表等、事業の推進全般についての責任を負っていただきます。特に、交付申請書の作成、計画変更に伴う各種承認申請書の提出、報告書の提出等については、適時適切に行ってください。

2 補助金の経理

交付を受けた補助金の経理（預金口座の管理、会計帳簿への記帳・整理保管、機器整備等財産の取得及び管理等をいう。以下同じ。）を実施するに当たっては、次の点に留意する必要があります。

- (1) 事業実施主体は、交付を受けた補助金の経理に当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」といいます。）に基づき、適正に執行すること。
- (2) 事業実施主体は、補助金の経理を、事業実施主体の会計部署等において実施すること。なお、特殊な事情により、当該事業実施主体の会計部署等に補助金の経理を行わせることができない場合は、国内に居住し、各事業実施主体が経理能力を有すると認める者（学生は、除きます。）に経理を行わせ、公認会計士又は税理士に経理状況について定期的に確認を受けるなど、適正な執行に努めること。

3 取得財産の管理

本事業により取得又は効用の増加した事業の設備等の財産（以下「取得財産」といいます。）の所有権は、事業実施主体に帰属します（事業実施主体の代表者には、帰属しません。）。

ただし、財産管理、処分等に関しては、次のような制限があります。

- (1) 取得財産については、交付規則に規定する処分の制限を受ける期間（以下「処分制限期間」といいます。）においては、事業終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません（他の用途への使用はできません。）。
- (2) 処分制限期間においては、取得財産のうち1件当たりの取得価額が50万円以上のものについて、補助金交付の目的と異なる使用、譲渡、交換、貸付け等を行う場合は、事前に、農林水産大臣の承認を受けなければなりません。

なお、農林水産大臣が承認した取得財産の処分によって得た収入については、交付を受けた補助金の額を限度として、その収入の全部又は一部を国に納付していただくことがあります。

4 特許権等の帰属

本事業を実施することにより特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、商標権、意匠権、意匠登録を受ける権利、著作権、回

路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利及び育成者権（以下「特許権等」といいます。）が発生した場合、その特許権等は、事業実施主体に帰属しますが、特許権等の帰属に関し、次の条件を守っていただきます。

また、事業の一部を事業実施主体から受託する団体にあっても同様に、以下の条件を守っていただきます。

- (1) 本事業により成果が得られ、特許権等の出願及び取得を行った場合には、その都度遅滞なく国に報告すること。
- (2) 国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求める場合には、無償で、当該権利を国に許諾すること。
- (3) 当該特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求めるときは、当該権利を第三者に許諾すること。
- (4) 本事業期間中及び本事業終了後5年間において、事業実施主体及び本事業の一部を受託する団体は、本事業の成果である特許権等について、国以外の本事業の第三者に譲渡し、又は利用を許諾する場合には、事前に農林水産省と協議して承諾を得ること。

なお、事業実施主体と当該事業の一部を受託する団体との間における事業成果の取扱いについては、事業開始前に、両者で協議・調整を行ってください。

5 収益状況の報告及び収益納付

事業成果の実用化等に伴い収益が生じた場合は、要綱等に従い収益の状況を報告することとし、相当の収益を得たと認められる場合には、交付を受けた補助金の額を限度として、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を国に納付していただきます。

6 事業成果等の報告及び発表

事業成果及び交付を受けた補助金の使用結果については、本事業終了後、要綱等に基づき必要な報告を行っていただきます。また、農林水産省は、あらかじめ事業実施主体にお知らせした上で、報告のあった事業成果を公表できるものとします。

本事業により得られた成果については、広く普及・啓発に努めてください。

また、本事業終了後に得られた事業成果についても、必要に応じ発表していくことがあります。

なお、新聞、図書、雑誌論文等による事業成果の発表に際しては、本事業によるものであること、論文等の見解が農林水産省の見解でないことを必ず明記し、発表した資料等については農林水産省に提出してください。

7 国による事業成果等の評価に係る協力

本事業終了後、次年度以降の政策立案等に反映させるため、事業成果の波及効果、その活用状況等に関して、必要に応じて、国による評価を行います。その際、ヒアリング等の実施について御協力をお願いすることがあります。

第15 公示への委任等

この公募要領に定めるもののほか、個別の事業の公募に関し必要な事項は、

公示で定めます。公示は、原則30日間、農林水産省内の掲示板及び農林水産省のホームページ（ホーム > 申請・お問合せ > 調達情報・公表事項 > 補助事業参加者の公募、URL <http://www.maff.go.jp/supply/hozyo/index.html>）に掲載されます。

また、この公示に併せて、事業担当課は、公募開始等の周知に努めることとします。

附則

この公募要領は、平成23年3月9日から施行する。

附則

この公募要領は、平成23年4月28日から施行する。

附則

この公募要領は、平成23年7月20日から施行する。ただし、別表1のIの農山漁村6次産業化対策事業の事業No4の項の改正規定は、平成23年度一般会計補正予算(第2号)が成立した場合における日から施行とする。

附 則

(施行期日)

1 この通知は、平成23年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1の規定による改正前の各通知（以下「旧通知」という。）の規定により農林水産省総合食料局長その他の者がした承認その他の行為（以下「承認等」という。）は、第1の規定による改正後の各通知（以下「新通知」という。）の相当規定により農林水産省食料産業局長、生産局長又はその他の者がした承認等とみなし、旧通知の規定により農林水産省総合食料局長その他の者に対してした申請その他の行為（以下「申請等」という。）は、新通知の相当規定により農林水産省食料産業局長、生産局長又はその他の者に対してした申請等とみなす。

別表1 (Ⅰの4の(1)の④の「輸出倍増サポート事業」抜粋)

第1 事業No.	第2 趣旨	第3 事業内容	第4 応募団体の要件	第5 補助対象経費の範囲	第6 補助金額	第7 補助率	第8 実施要領	その他
1 農山漁村6次産業化対策事業								
4 海外市場開拓								
(1)輸出倍増サポート事業								
①輸出に取り組む事業者向け対策					806,081千円以内（うち③品種保護に向けたDNA品種識別技術確立対策44,771千円以内、⑤マッチング対策のうち海外外食事業者向け商談会等出展支援及び⑥海外外食事業者向け日本産食材輸出促進対策119,146千円以内）		輸出倍増サポート事業実施要領（平成23年4月1日付け22国際第1145号、22総合第1763号、22生産第10877号（大臣官房国際部長、総合食料局長、生産局长通知））	
②農林水産物等輸出課題解決対策								
③品種保護に向けたDNA品種識別技術確立対策								
④販売拠点構築対策	日本産農林水産物・食品の商流が未発達な新興市場において、その美味しさ・品質の高さ等を現地需用者に対して継続的にアピールし、販路拡大を図るため、販売拠点を設置して支援する取組をサポートする。	次の1及び2に掲げる取組を全て実施する。 1 運営体制構築 (1) 企画検討 事業実施国・地域の市場特性、輸出有望商品及び店舗設置可能場所の事前調査、販売・輸送・公募に係る体制構築、運営計画策定等を行う。 (2) 販売商品募集 店舗運営計画に基づき、販売商品の公募・選定を行う。 2 運営・販売促進 (1) 現地調整 実施箇所・時期・期間を調整した上で、事業目的を十分に達成できる販売エリアを確保し、店舗の造作、装飾、什器等の手配等を行う。 (2) 販売促進活動 販売員の配置、販売促進活動の実施及び販売を通じた情報収集等を行う。 (3) 広報活動 ダイレクトメール発送・広告等の現地需用者に対する広報を行う。 (4) 支援 国内生産者等の出品者に対し、現地での販売促進活動を行った相談受付、アドバイス等の支援を行う。 (5) 報告書作成 店舗設立に当たっての準備作業の内容、店舗の運営方法・販売成果、店舗運営により判明した課題等について報告書を作成する。	民間事業者、事業協同組合等、協業組合等、輸出組合、酒類業組合、商工会議所、日本商工会議所、商工会、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特例民法法人、特定非営利活動法人、農林漁業者の組織する団体、独立行政法人その他食産業局長が特に必要と認める団体	1 運営体制構築費 賃金、謝金、旅費、使用料及び賃借料等 2 運営・販売促進費 賃金、旅費、需用費（備品購入費等）、役務費、使用料及び賃貸料等	定額			
⑤マッチング対策	1 農林漁業者等向け商談会支援 2 海外外食事業者向け商談会等出展支援							
⑥海外外食事業者向け日本産食材輸出促進対策								

別表2 (抜粋)

○農山漁村6次産業化対策事業

事業の種類	申請書類（第10関係）
4 海外市場開拓	
(1)輸出倍増サポート事業	
④販売拠点構築対策	<p>1 事業実施計画の承認申請書（別途実施要領で定める様式に従って、作成してください。）</p> <p>2 応募者の業務・活動内容を示した資料（又はパンフレット、リーフレット等）</p> <p>3 応募者が特認団体以外である場合は、営業経歴（沿革）、定款及び直前事業年度の決算（事業）報告書1年分（又はこれらに準ずるもの）</p> <p>4 応募者が特認団体である場合は、以下に掲げる資料</p> <p>(1) 特認団体承認申請書（別途実施要領で定める様式に従って、作成してください。）</p> <p>(2) 定款、組織規程、経理規程等組織運営に関する規約（又はこれらに準ずるもの）</p> <p>(3) 総会等で承認されている直近の事業計画及び収支予算</p> <p>(4) 新たに設立された団体にあっては、設立に関する関係者の協議・調整等を示す書類（設立総会資料、設立総会議事録等）</p> <p>(5) その他応募者に関する参考資料</p> <p>5 第三者に事業の一部を委託する場合は、委託の内容を記載した書類</p> <p>6 その他申請に当たり参考となる資料</p>

別表3 (抜粋)

○ 農山漁村6次産業化対策事業

事業の種類	審査手順等（第11関係）
4 海外市場開拓	
(1) 輸出倍増サポート事業	
④販売拠点構築対策	<p>1 審査の手順 審査は、以下の手順により実施されます。</p> <p>(1) 書類確認 提出された申請書類について、応募要件及び申請書類の内容について確認し、必要に応じて問合せをさせていただきます。 なお、要領に基づく応募の要件を満たしていないものについては、以降の審査の対象から除外されます。</p> <p>(2) 事前審査 事業担当課において、提出された申請書類について審査を行います。また、必要に応じ、ヒアリング審査を行う場合があります（ヒアリング審査は、非公開といたします。また特段の事由なくヒアリング審査に出席されなかった場合は、申請を辞退したものとみなします。）。審査の際、外部有識者が加わることがあります。</p> <p>(3) 選定審査委員会 事前審査を踏まえ、委員会において最終審査を実施し、予算の範囲以内において、得点が高い者から順に、補助金交付候補者を選定します。</p> <p>2 審査の観点 審査は、事業内容及び実施方法、事業の効果並びに事業実施主体の適格性の観点から各事業の趣旨等を勘案して総合的に行います。</p> <p>3 審査基準 審査は、以下の項目について行います。</p> <p>(1) 経営状況の健全性 (2) 事業実施体制の妥当性 (3) 事業を実施する国・地域の市場特性及び輸出拡大のための課題の分析等の妥当性 (4) 店舗の設置場所及び販売產品の輸送ルートの妥当性 (5) 店舗の設置時期の妥当性 (6) 販売產品の募集・選定方法の妥当性 (7) 現地市場の需要者に対するプロモーションの内容・方法の妥当性 (8) 販売促進イベントの内容の妥当性 (9) 国内の生産者等との連携方法の妥当性 (10) 報告書提出までのスケジュールの妥当性 (11) 積算内訳の妥当性</p>